薬局のみなさま

県内で麻薬の事故が増えています！

最近、医療現場で、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因としないで、あるべきところからなくなること（麻薬事故）が増えています。麻薬は、法令によって厳しい管理が定められているため、より一層注意して取り扱うよう心がけてください。

広島県内の麻薬事故件数の推移（令和２年～令和７年）

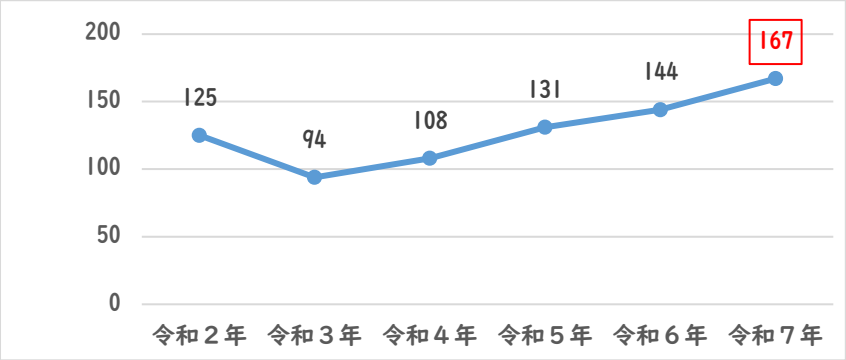

薬局での事故の件数（令和２年～令和７年）

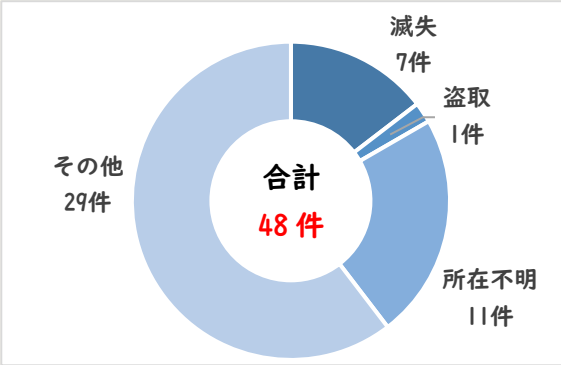

過去に起こった麻薬事故の事例

・譲渡後 90 日経過前の麻薬を、同一の小売間譲渡許可を持つ薬局に譲渡してしまった。
・麻薬施用者免許番号が正しくない麻薬処方箋に基づいて調剤してしまった。
・麻薬がまだ入っている箱を、空箱だと思ってごみ箱に捨ててしまった。

麻薬の管理、事故等について、ご不明な点がございましたら、管轄の保健所又は県薬務課（082-513-3221）までご連絡ください。

県では、毎年報告があった麻薬事故を整理して、麻薬事故事例集を作成しています。
県内の麻薬事故の傾向や実際の事故の詳細（事故の内容、原因、対策など）を掲載しているため、薬局の麻薬管理マニュアル作成時や、研修の際などにぜひご活用ください。

事故事例集抜粋

事故の内容	事故の原因	対策
麻薬卸売業者から誤納品された麻薬を譲受後にもかかわらず、厚生労働大臣の譲渡許可を得ずに返品した。	①注文事実を確認せず譲受証を作成し、また、譲渡証等の記載も確認せず受領したため。	納品時は、「発注書等で注文事実の確認後に商品受領」を徹底する。

広島県 HP「麻薬事故事例集を作成しました」
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/mayakuzikozirei.html

広島県健康福祉局薬務課（令和８年６月作成）